

7. 医療関係業務への労働者派遣について

1 経緯

- 平成17年10月21日に、構造改革特別区域推進本部において、以下の内容を含む「構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針」が決定された。

◆ 構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針
(平成17年10月21日 構造改革特別区域推進本部決定) (抄)

2. 全国において実施する規制改革事項

検討の結果、構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表2のとおりである。

別表2に掲げられた規制改革事項については、規制改革の趣旨をそこなわないよう、進捗状況について規制改革・民間開放推進会議が適切に監視していくものとする。

別表2 全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	結論	所管省庁
4	医療関係業務の労働者派遣の容認	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条	<p>病院・診療所等への医療関係職種の派遣に関し、以下の事項について労働政策審議会における審議を行い、平成17年度中に結論を得て、その結論に従い速やかに措置する。</p> <p>① すべての医療関係職種（労働者派遣法施行令において病院・診療所等への労働者派遣が禁じられている業務を行う職種をいう。）について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、医療関係職種の派遣を認める。</p>	厚生労働省

② へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について、派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として、当該地域に所在する病院・診療所等に対する医師の派遣を認める。

【平成17年度中に方針を決定】

○ 同特区本部決定を踏まえ、昨年10月以降、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、関係団体（社団法人医師会、社団法人日本看護協会、四病院団体協議会及び全日本自治団体労働組合）からのヒアリングを含む4回にわたる審議が行われ、同年12月27日に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」について、同部会として妥当との意見を得た。

さらに、同政令案要綱について、平成18年1月26日の労働政策審議会職業安定分科会において、厚生労働大臣の諮問に応じて、妥当との答申がなされた。

◆ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 適用対象業務

- 一 その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務として定められている医師法第十七条に規定する医業等の範囲から、当該業務が産前産後休業、育児休業及び介護休業中の労働者の業務に該当する場合並びに派遣就業の場所をへき地とする医業を行う場合を除くものとする。
- 二 一のへき地は、次のいずれかの地域をその区域内に有する市町村をいうものとする。

- (一) 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
- (二) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する「辺地」
- (三) 山村振興法第七条第一項の規定により振興山村として指定された「山村」
- (四) 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する「過疎地域」

第二 施行期日

この政令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。

(参考1) 現在労働者派遣が禁止されている医療関係業務

- ① 医師の業務
- ② 歯科医師の業務
- ③ 薬剤師の調剤の業務
- ④ 保健師、助産師、看護師・准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話・診療の補助、及び歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士の業務である診療の補助
- ⑤ 管理栄養士の業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る。）
- ⑥ 歯科衛生士の業務
- ⑦ 診療放射線技師の業務
- ⑧ 歯科技工士の業務

(参考2) 産前産後休業、育児休業、介護休業の期間

- ① 産前産後休業：
 - ・労働基準法第65条第1項（産前6週間）
 - ・労働基準法第65条第2項（産後8週間）
 - ・その他産前休業に先行する休業又は産後休業に後続する休業であって母性保護又は子の養育をするためのもの
- ② 育児休業：
 - ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条1号に規定する育児休業（子が1歳に達するまでの間）
 - ・その他育児休業に後続する休業であって母性保護又は子の養育をするためのもの

- ③ 介護休業 : ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条2号に規定する介護休業（通算93日）
・その他介護休業に後続する休業であって対象家族を介護するためにする休業

2 医療関係業務への労働者派遣に係る原則的な考え方と今回の容認に係る考え方

(1) 原則的な考え方

- 適正な医療が提供されるためには、医師を中心とする看護師、薬剤師等の専門職から成るチームの構成員が、互いに能力や治療方針等を把握し合い、十分な意思疎通の下に業務を行うことが不可欠である。
- また、医療は、人の生命・身体・健康に直接的に影響を及ぼすものであり、その業務の適正確保については、特に慎重に判断すべきものである。
- こうしたことから、派遣先が事前に派遣労働者を特定することができ、派遣元事業主の都合による差替え等によりチーム内での十分な意思疎通が阻害されるおそれが少ない「紹介予定派遣」の場合を除き、医療関係業務に派遣労働者を従事させることは、原則として禁止されている（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第2条）。

(2) 今回の容認に係る考え方

ア 産休等代替派遣

- 産前産後休業、育児休業、介護休業（以下「産休等」という。）については、年度途中で不定期に生ずることがある一方で、当該労働者の復職を視野に入れると純増となる新たな正規雇用は行いにくいところから、医療現場においては、派遣による代替要員のニーズがある。

- また、少子化が進む中で安心して産休等が取れるよう、仕事と家庭の両立を支援する観点や、医師等の不足感が深刻な状況下、拘束時間の長い正規雇用には抵抗があるが、ライフスタイルに合わせて短時間なら働きたいという女性医師・看護師等の潜在的な就業意欲を支援する観点からも、政策的な意義がある。
- さらに、派遣労働者が行い得る業務内容は、産休等を取得した労働者の業務に限られ、派遣期間も、当該労働者が産休等を取得している期間に限られるところから、常用雇用を代替するおそれなども少ないと考えられる。
- 今般の産休等代替派遣は、以上の考え方に基づき、産前産後休業、育児休業又は介護休業中の労働者の業務である、すべての医療関係業務に、派遣労働者を従事させることを容認しようとするものである。

イ へき地への医師派遣

- いわゆるへき地など特定の地域等における医師の偏在問題については、平成17年12月1日に取りまとめられた「医療制度改革大綱」（政府・与党医療改革協議会）においても、地域の実情に応じた医師確保策を総合的に講じていくべきことが指摘されるなど、早急な対応が求められている大きな課題であり、厚生労働省では、総務省及び文部科学省と「地域医療に関する関係省庁連絡会議」を設置しつつ、積極的な取組を進めてきているところである。
- 今般のへき地への医師派遣は、こうした深刻な医師不足感に早急に対応するための選択肢の一つとして、政策的な判断として最も必要性が高いと考えられる、へき地において行われる医業に限り、医師を派遣労働者として従事させることを容認しようとするものである。
- なお、その際、へき地では、一人の医師で対応すべき医療ニーズが広く、また結局一人では対応し切れず、患者の容態に応じて、最寄りの関係医療機関等へ紹介・転送するなどの連携によって初めて、適切な処置を図り得る場合も少なくないところから、そうしたへき地特有の医療事情に対応し、派遣後の業務を円滑になし得るよう、派遣前に必要な研修を受けることが重要と考えられる。

3 今後の予定

- 現在、同政令案要綱について、さらにパブリックコメント手続を実施中であり（2月2日～2月28日）、今後、それらの意見も踏まえつつ、年度内に、所要の政令改正、及び労働政策審議会における指摘を踏まえた留意点等（注）を取りまとめた施行通知の発出を行う予定である。

（注）労働者派遣事業制度においては、派遣先は事前に派遣労働者が従事する業務に必要な知識、技能、経験等について、派遣元事業主に対して十分説明をし、派遣元事業主はそのニーズに応じた労働者の選定を行うのが基本であるが、へき地への医師の労働者派遣については、特に適正に行われるよう、以下の事項を中心に、派遣元事業主及び派遣先に対して周知し、履行の徹底を図るとともに、併せて必要に応じ、助言及び指導を行うこととする等

- ・ 派遣元事業主は、へき地において医業を円滑に行うために必要な研修（※）を受けた医師を派遣すること。
（※）関係医療機関等との連携体制に係る基礎知識・パイプづくりといった内容が主眼
- ・ 派遣先は、医師を受け入れるに当たっては、派遣元事業主に対し当該医師が研修を受けた医師であるか否かの確認を行うこと。
- ・ 派遣先は、派遣就業中においても必要に応じ研修を行うなど教育訓練の機会の確保に努めること。

8. 規制改革・民間開放推進会議第二次答申について

昨年12月24日、規制改革・民間開放推進会議において、「規制改革・民間開放の推進に関する第二次答申」が決定されたところである。医政局関係で同答申において「具体的施策」として盛り込まれた事項は、以下の通りであるが、これらについては、厚生労働省としても規制改革・民間開放推進会議側と真摯な議論を重ねてきた結果得られた成果であり、今後着実な実施を行ってまいりたい。

各都道府県におかれては、同答申に内容について御了知いただくとともに、今後答申を踏まえた施策の実施についてもご協力をお願いしたい。

(1) 医療機関情報の公開義務化と診療情報の開示促進

① 医療機関情報の公開義務化等

ア 医療機関情報の公開義務化【平成18年医療制度改革で措置】

我が国の医療制度においては、フリーアクセスを含め患者の権利の確保が謳われているが、患者が医療機関等を選択する上で十分な情報が提供されているとは言い難く、正確な情報の入手には困難が伴う状況にある。

したがって、患者が医療機関や治療方法を選択するために不可欠な事項、選択に資すると思われる事項については、医療機関に都道府県への届出を「義務」付け、都道府県がそれらの情報を集積し、患者等に対し情報提供する枠組みを制度化すべきである。（例えば、別紙に掲げる事項について検討の上、措置する。）

イ アウトカム情報の公開【平成18年の早期に着手、以降段階的に実施。】

医療機関の「治療成績」等のアウトカム情報は、特に患者や国民の情報公開のニーズが大きい。したがって、死亡率、平均在院日数、再入院率、院内感染症発生率、術後合併症発生率等のアウトカム情報については、地域による情報格差が生じることのないよう、段階的に公開の対象とすることとし、直ちに具体的な取組を開始すべきである。

その取組を進めるに当たっては、適切なデータの開示方法についても検討の対象とするとともに、各医療機関の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、アウトカム情報の客観的な評価を可能とするための研究開発の推進等のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図る等の具体的な仕組みを構築すべきである。

ウ 情報公開ルールの整備【平成18年医療制度改革で措置】

義務として公開すべきとされる医療機関情報については、具体的な提供方法等を定めるとともに、情報を集約してすべてを公開し、患者その他の医療関係者等が情報を容易に制約なく閲覧・取得・利用できるようにすべきである。

エ 情報活用のための患者支援の充実【平成 18 年医療制度改革で措置】

アウトカム情報を含め公開された医療機関情報は、患者に適切に理解、活用される必要がある。そのため、情報公開と併せ、公開された情報を患者が正確に理解し活用できるよう、行政機関や医療機関等において、適切に相談に応じ関連情報を提供する体制を確保する等の患者支援の方法を充実するよう所要の措置を講ずるべきである。

② 医療機関による「広告」事項の拡大【平成 18 年医療制度改革で措置】

医療機関が「任意」に広告できる事項については、現行の事項を個別に列記する方式から項目群毎に包括的に規定する方式に改め、客観的事実については、基本的に広告できることとすべきである。また、患者保護の観点から何らかの制限を設ける場合にも、患者の適切な医療の選択の観点から必要最小限のものとすべきである。なお、虚偽、誇大、誤解を与える事項の公開が禁じられるべきものであることはもとよりである。

(2) 医療の I T 化の加速

カルテ等の診療情報の電子化の普及促進【逐次実施。標準規格の普及促進については平成18年度中に実施】

診療情報の電子化は、医療の安全、質、効率化に寄与する。さらに複数の医療機関で患者情報の相互利用が可能となることによって、検査等の重複が回避され、無駄な医療を排除することにもつながる。また、電子化された情報を蓄積し、二次的に利用することによって根拠に基づく医療政策 (Evidence Based Health Policy) が可能となる。しかし、現状では医療機関が患者情報を相互に利用するための規格の統一がなされていないために、その導入等において医療機関やシステム開発業者に多大な財政負担、投資リスクを課している。

したがって、カルテの電子化を促進するに当たっては、医療における I T 化の推進という方針の下、カルテの互換性・規格の統一、レセプト・カルテ連動のためのコード整備等の技術的な課題を解決するとともに、具体的な導入促進策や各種の促進手段を政府として明確にし、実行すべきである。

9. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて

「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「法」という。)が昨年4月1日から全面施行されたが、医療分野については、これまで下記のガイドライン・Q&Aを策定しており、法の個人情報取扱事業者に該当しない事業者も含め、医療機関等においては個人情報の適切な取扱いに取り組んでいるところと承知している。

- 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添)
- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長通知別添)
- 『「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A」(厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>)

昨年12月27日には、これらのガイドライン・Q&Aを医療機関等に対して改めて周知を図るとともに、個人情報の取扱いに関する苦情への対応や個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の対応など、都道府県等においても対応していただきたいことを通知したところであり、各都道府県におかれては、引き続き医療機関等において個人情報の適切な取扱いが図られるよう、関係機関・関係団体等に対する周知・指導等に御協力をお願いしたい。

医政総発第1227001号
薬食総発第1227003号
平成17年12月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

厚生労働省医薬食品局総務課長

医療機関等における個人情報の適切な取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が本年4月1日より全面施行され、個人情報保護法の個人情報取扱事業者には該当しない事業者も含め、各医療機関等（病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。以下同じ。）においては個人情報の適切な取扱いに取り組んでいるところと承知していますが、貴職におかれましても下記事項について御了知の上、引き続き、個人情報の適切な取扱いが図られるよう、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知・指導等をお願いします。

なお、貴管内の保健所設置市、特別区に対しても、併せて周知願います。

記

1. 関連ガイドライン等の周知徹底

厚生労働省では、医療機関等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するために、以下のガイドライン等を作成しているが、これらのガイドライン等について、貴管内の関係機関等に対して改めて周知を図り、医療機関等において個人情報適切に取り扱われるよう徹底していただきたいこと。

なお、医療機関等における個人情報保護法第25条に基づく保有個人情報の開示に当たっては、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添）の内容にも配慮しつつ、適切に対応されたいこと。

ア 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添）

イ 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・保険局長通知別添）

ウ 『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン』に関するQ&A」（厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>）

※ ウのQ&Aについては、本年3月28日に作成以来、同年5月20日、8月5日、11月29日に追加・修正されており、今後も随時更新することとしている。

2. 個人情報の取扱いに関する苦情への対応

地方公共団体は、個人情報保護法第13条において、「個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とされている。各都道府県等においては、既に個人情報の取扱いに関する苦情相談窓口も設けられているところであり、貴部（局）や保健所等において患者等から個人情報に関する苦情を受けた場合には、必要に応じ当該苦情相談窓口とも連携を図りつつ、適切に取り扱われたいこと。

3. 個人データの漏えい等の事案が発生した場合の対応

1. アのガイドラインでは、個人情報の漏えい等の問題が発生した場合、「二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表するとともに、都道府県の所管課等に速やかに報告する。」とされていることから、貴管内の医療機関等において個人データ

の漏えい等の事案が発生した場合には、事案の状況についての報告を貴部（局）等で受けていただきたいこと。

報告に当たっての様式は特に定めていないが、漏えい等の事案が生じた年月日、事案の概要（経過）、漏えい等があった個人データの種類・件数・媒体、被害者への対応状況、二次被害の状況（可能性）、再発防止策などの事項が含まれている必要があること。

なお、個人データの漏えい等の事案については、当省においても把握する必要があるので、貴部（局）等で受けた報告については当省担当課（薬局以外：医政局総務課、薬局：医薬食品局総務課）への情報提供をお願いしたいこと。

4. 地方公共団体の長が行う権限行使

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者が個人情報を不適切に取り扱う事例があった場合、主務大臣は、報告徴収、助言、勧告又は命令を行うことができるが、これらの主務大臣の権限に属する事務は、個人情報保護法第51条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第11条第1項において、地方公共団体の長が行うことができること。

これらの規定に基づき、貴都道府県知事等が医療機関等に対して権限を行使した場合には、施行令第11条第4項に規定されているとおり、速やかに、その結果を厚生労働大臣あて報告すること。

5. その他

(1) 医療機関等からの相談等への対応

貴管内の医療機関等に対しては、1. の関連ガイドラインの周知徹底のほか、個人情報の取扱いに関する疑義や相談に応じるなど、医療機関等において個人情報適切に取り扱われるよう配慮していただきたいこと。

(2) 認定個人情報保護団体

個人情報保護法第37条に基づき、厚生労働大臣が認定した認定個人情報保護団体については、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html>)において公表しているので参考にされたいこと。

なお、施行令第11条第2項に基づき、地方公共団体の長等が認定個人情報保護団体の認定等を行うこともできるが、同項に基づき、医療機関等を対象事業者とする団体の認定等を行った際には、当省担当課あて情報提供をお願いしたいこと。

10. 医療安全対策の取組について

厚生労働省においては、平成14年4月に医療安全対策検討会議において取りまとめた「医療安全推進総合対策」及び平成15年12月に出された「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」に基づき、各般の取組みを進めているところである。

さらに、今般取りまとめられた医療安全対策検討会議報告書「今後の医療安全対策について」（平成17年6月）及び社会保障審議会医療部会の「医療提供体制に関する意見」（平成17年12月）においても、「医療安全支援センターの制度化など医療安全対策の充実」を図ることとされており、本年予定している医療提供体制の改革において、医療機関における安全管理体制の強化を含め、総合的な取組みを進めることとしている。

各都道府県等におかれては、「医療安全支援センター」の円滑な運営及び二次医療圏における体制整備を推進されるとともに、管下医療機関、関係団体等への周知、指導、支援など積極的な取組みをお願いしたい。

(1) 医療安全支援センターの設置

本センターについては、全ての都道府県に1か所の設置を完了し（平成16年5月）、現在、保健所設置市区及び二次医療圏に重層的に設置することとしている。

なお、本センター設置に係る経費については、医療に関する相談は地域住民に身近な事業であること、地方自治体における主体的・自主的な取組みを推進する必要があることなどから、センターに係る人件費、基本運営費、協議会の設置・運営、各種研修の実施、相談事例の収集・情報提供等に係る経費について、地方財政措置を講じている。

また、厚生労働省においては、都道府県等においてセンターの設置・運営が円滑に進められるよう、相談職員等に対する研修、相談事例等の収集・分析・情報提供などの総合的な支援を実施するため、センターに対する支援事業を、財団法人日本医療機能評価機構に委託して実施している。

(2) 医療機関における安全管理体制の確保

医療機関における組織的な安全管理体制の確保を図るため、現在、全ての病院、有床診療所及び特定機能病院及び臨床研修病院の管理者に対して、それぞれ一定の安全管理体制整備を義務付けている。各都道府県等におかれては、医療機関への立入検査等を通じて、管下医療機関における適切な安全管理体制の確保について指導方願いたい。

(3) 医療安全対策に関する情報の提供

現在、医療事故等の事例に関して特定機能病院や大学病院等に対し

て日本医療機能評価機構への報告を義務付けており同機構において収集・分析し、分析結果を提供する事業を行っているところである。

これらの情報を各医療機関等が活用し、効果的な取組みがなされるよう、各都道府県等におかれても、管下医療機関等への周知をお願いしたい。

(4) 医療安全推進週間の実施（平成18年度は11月19日からの1週間）

厚生労働大臣提唱の「患者の安全を守るための共同行動」（Patient Safety Action）の一環として、当該週間を中心に、医療安全に関するワークショップ、シンポジウム等を開催することとしている。

各都道府県等におかれても、当該週間に合わせて医療機関等における組織的取組の促進を図り、国民の理解と認識を深める事業を実施していただきたい。

(5) 医療安全対策の新たなる取組みについて

平成18年度においては、医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止策の施策を充実し、また、医療安全支援センター職員を含め医療従事者等の「医療の質の向上」に関する施策を実施することとしている。

○診療行為に関連した死亡の調査分析に係るモデル事業

医療の質と安全性を高めるため、診療行為に関連した死亡等について、解剖と臨床医による事案調査に基づいて診療上の問題点と死亡との因果関係を明らかにし、再発防止策を検討するモデル事業を平成17年9月1日より開始したところである。平成18年度においても引き続き事業の充実を図ることとしている。

○医療紛争における調整・調停を担う人材の養成研修事業（新規）

医療を巡る苦情や相談等に対応するための人材の養成研修を行うことにより、医療安全支援センター等の機能の強化を図ることとしている。

○医療安全緊急情報提供事業（新規）

患者に重大な影響を及ぼすことが予想される行為や技術の情報を迅速に医療機関等に発信し、発生予防・再発防止のための注意喚起を行うものである。

○医療安全管理者の質の向上のためのガイドライン作成検討会（新規）

医療安全管理者の業務内容の充実とそれらの業務を担うために必要な研修等に関するガイドラインを策定するための検討会を開催するものである。

(6) 制度改正について

本年予定している医療提供体制の改革において、医療安全支援センターの制度化、医療機関における安全管理体制の強化を含め医療安全対策の充実を図ることとしている。

○医療安全支援センターの制度化

①都道府県等は、医療安全支援センターを設置するよう努める。

機能 (ア) 苦情・相談への対応（必要に応じて、医療機関の管理者及び患者等に助言）

(イ) 医療安全の確保に関する必要な情報の提供

(ウ) 医療機関の監理者、従業者に対する医療安全に関する研修の実施 等

公示の義務付け

都道府県等はその名称及び所在地を公示しなければならない。

②国は、都道府県等に、情報提供、助言等の援助を行う。

○病院、診療所又は助産所の管理者に対して、以下の項目を義務付ける。

①安全管理体制の整備（対象となる医療機関の対象拡大（無床診療所、歯科診療所、助産所））

②院内感染制御体制の整備（新設）

③医薬品、医療機器の安全使用、管理体制の整備（新設）

1 1 . 独立行政法人福祉医療機構の平成18年度事業内容について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、特殊法人等改革により、社会福祉・医療事業団の事業を承継して、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）に基づき、平成15年10月1日に設立された独立行政法人であり、福祉の増進・医療の普及を目的として、病院、診療所及び介護老人保健施設等の医療関係施設に対して、その設置・整備又は経営に必要な資金を長期かつ低利な条件で融資する事業等を行っているところである。

平成18年度においては、直近の需要動向を適切に見込んだ融資枠とし、国の政策推進に合わせ所要の貸付条件の改善等を行うこととしたので、管下の医療機関等に対する周知方よろしくお願いしたい。

なお、医療施設近代化施設整備事業等であって、機構からの融資を予定しているものについては、予め機構の融資相談を受け、適切な資金計画を策定するようご指導願いたい。

(1) 事業計画

区 分	平成17年度予算	平成18年度予定	対前年度伸率
貸付契約額	2, 5 1 9 億円	1, 6 9 2 億円	△32. 8%
資金交付額	2, 6 2 9 億円	2, 1 3 3 億円	△18. 9%

(2) 貸付条件の改善（平成17年度補正予算より実施）

アスベスト除去等工事に係る増改築資金の融資条件の緩和（平成19年度まで）

① 融資率

ア 80%→85%

イ 75%→80%

ウ 70%→75%

② 貸付利率

ア 財投金利+0. 5%→財投金利+0. 1%

イ 財投金利+0. 1%→財投金利+0. 05%

(3) 貸付条件の変更

以下の点について、貸付条件の変更を行うこととした。

① 貸付利率の引き上げ

ア 助産所、歯科技工所、医療従事者養成施設に係る新築資金及び甲種増改築資金

・財投金利→財投金利+0. 5%

イ 病院、診療所、助産所、薬局、歯科技工所、施術所、衛生検査所、医療従事者養成施設に係る法令に基づく命令若しくは指示又はこれに代わる指導を受けて行われる乙種増改築資金

・財投金利→財投金利+0.5%

ウ 調剤専門薬局及び主として調剤を行う薬局に係る新築資金及び増改築資金

・財投金利→財投金利+0.5%

② 融資率の引き下げ

「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく疾病予防運動施設

・80%→75%

おって、独立行政法人の業務運営は、効率的かつ効果的に、透明性及び自主性をもって行うことが求められており、機構の中期目標及び中期計画においても、その業務運営について、サービスの向上、経費の節減、情報の開示等を適切に行うこととしているため、一層のご協力をお願いしたい。